

# がん登録が2016年1月1日から変わります

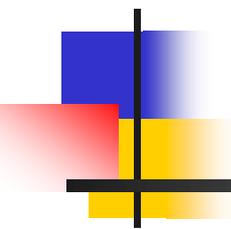
## 「地域がん登録」から「全国がん登録」へ

2015年11月 4日(水): 県立病院

11月 9日(月): パレア若狭

11月17日(火): アイアイ鯖江

福井県健康増進課



# がん登録に係る 事務手続きについて

---

健康増進課がん対策推進グループ

# 届出について

(マニュアルP4)

## 病院等による届出（法第6条）

病院又は指定された診療所（以下、「病院等」という。）  
の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初  
回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等  
における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働  
省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発  
性のがんに関する次に掲げる情報（以下「**届出対象情報**」と  
いう。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届出なけれ  
ばならない。



- 病院には例外なく届出義務がある。
- 都道府県知事により**指定された診療所**には届出義務がある。

# 診療所の指定

(マニュアルP4)

(法第6条第2項) 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

(省令第14条) 診療所の指定は、診療所の開設者による申請により行う。



## ○指定申請について

全国がん登録に同意する診療所の開設者は、「全国がん登録における協力診療所としての同意書」を県医師会に提出する。

## ○申請時期

前年11月末までに申請、翌年1月からの指定とする。

## ○指定時期

毎年1月1日とし、年途中では指定しない。

全ての診療所の同意を  
よろしく願います。

## ○指定期間について

指定された診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する。

# 協力診療所としての同意書

平成 年 月 日

都道府県知事 様

(申請者)  
診療所の住所  
診療所の名称  
開設者の氏名  
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

印

## 全国がん登録における協力診療所としての同意書

がん登録等の推進に関する法律第6条の規定により、全国がん登録の届出診療所として協力することに同意します。

# 届出の期間

(省令第10条) 届出を行う期間

当該がんの診断日の翌年の12月31日までとする。

| 例) | 診断日                 | 届出期限                |
|----|---------------------|---------------------|
|    | <u>2016</u> 年1月10日  | <u>2017</u> 年12月31日 |
|    | <u>2016</u> 年12月28日 |                     |
|    | <u>2017</u> 年1月5日   | <u>2018</u> 年12月31日 |

※院内がん登録を行っている病院等で、まとめて届出る場合は、10月頃までの提出にご協力をお願いします。

# 届出情報の提出形式・届出先 (マニュアルP10)

- ① 院内がん登録情報から対象情報を抽出したCSVファイルで作成
- ② 指定の届出書式（全国がん登録届出票 PDFファイル）で作成
- ③ 例外的にOCR対応届出票（紙）で作成  
※届出票については、県健康増進課にお問い合わせください。

全国がん登録への届出情報の作成には、

『全国がん登録届出支援サイト』（国立がん研究センターで準備中）

[http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital/index.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/index.html)



○届出方法 →USBにデータ保存または、OCR用紙を郵送  
※追跡可能なもので提出

○届出先 患者の住所に関わりなく（県外住所の方も）  
**福井県医師会**へ提出をお願いします。

# 死亡者新規がん情報に関する通知

## 「遡り調査」について（法6条、法14条）

○死亡転写票（人口動態調査票死亡小票の写し）からの情報のみで登録されている腫瘍について、死亡診断書を作成した医療機関から情報収集を行う。

○都道府県は法14条の通知（国から死亡診断書を記載した医療機関が通知される）に基づいて、病院等に調査を行う。

「遡り調査票」は届出票と同義→届出義務（法6条）

# 病院等への都道府県がん情報の提供

## 病院等への都道府県がん情報の提供について (法20条)

病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。

病院等からの請求に基づき、病院等が届出した都道府県がん情報を提供します。

※県健康増進課に申請ください。

# 全国がん登録等の事務に従事する職員等の義務

○秘密保持義務（法28条7項）及び罰則（法55条）  
病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

○その他の義務（法第29条第7項）

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 全国がん登録開始後の地域がん登録の届出について

全国がん登録が始まりますが、  
**平成27年12月31日までに診断されたがん患者に関する届出**も引き続き、ご提出願います。

提出期限：平成28年12月末頃まで

提出先：福井県医師会

提出様式：福井県悪性新生物患者届出票

※従来どおり

# 今後の予定・問合せ先

10月 県から診療所の指定に関する同意書を診療所に郵送

11月末まで 同意書提出

1月1日付け 協力診療所の指定通知

1月1日から 届出票の提出開始

1月4日 『全国がん登録届出支援サイト』 開設予

[http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital/index.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/index.html)

※OCR用紙での届出を希望される場合は、県健康増進課にご連絡ください。

問合せは、

県健康福祉部健康推進課がん対策推進グループ

Tel 0776-20-0351 まで

引き続きのご理解・ご協力をお願いします